

実 技 試 験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は20問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2018年4月1日現在施行の法令等に基づいて、解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例等の各種特例については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕 解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕 解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の設例に基づき、次の各問（問1）～（問10）について解答しなさい。

<設例>

三上宏明さんと妻の詩織さんは、ともに民間企業に勤務する会社員の共働き夫婦である。三上さん夫婦は、年内に中古マンションを購入したいと考えているが、住宅ローンの返済や子どもの教育費の負担などについて不安を感じている。そこで、FPで税理士でもある駒田さんに相談をすることにした。なお、下記のデータはいずれも2019年1月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
三上 宏明	本人	1982年 8月17日	36歳	会社員
詩織	妻	1983年 4月24日	35歳	会社員
悠太	長男	2016年12月 3日	2歳	保育園児

[三上家の給与収入（2018年分）]

- ・ 宏明さん：480万円（税込み）
- ・ 詩織さん：350万円（税込み）

[職歴]

- ・ 宏明さん：大学卒業後、電機メーカーに入社し、今日に至る。
- ・ 詩織さん：大学卒業後、商社に入社し、今日に至る。

[自宅]

- ・ 現在は賃貸マンションに居住している。
- ・ 2019年中に物件価格3,500万円程度の中古マンションの購入を希望している。

[保有金融資産（生命保険等を除く）] 残高合計750万円（時価）

名義	商品種類	残高
宏明さん	定期預金	320万円
	財形貯蓄	120万円
	個人向け国債	50万円
詩織さん	定期預金	220万円
	外貨預金	40万円

問 1

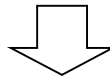
宏明さんは、2016年4月から保有している個人向け国債（額面50万円）を中途換金したいと考えており、2019年2月1日にすべて中途換金した場合の換金額についてFPの駒田さんに質問をした。下記は宏明さんが保有している個人向け国債（変動10年）の中途換金の流れに関する説明である。下記の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、計算過程および解答で円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

<適用利率>

利子計算期間	適用利率（年率・税引前）
2016年 4月16日～2016年10月15日	0.05%
2016年10月16日～2017年 4月15日	0.05%
2017年 4月16日～2017年10月15日	0.05%
2017年10月16日～2018年 4月15日	0.05%
2018年 4月16日～2018年10月15日	0.05%
2018年10月16日～2019年 4月15日	0.07%

中途換金する2019年2月1日までの経過利子相当額は（ア）円である。なお、経過日数は109日とする。

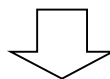
※1年を365日とし、日割りにより計算すること。



中途換金の際に差し引かれる中途換金調整額は（イ）円である。

※便宜的に、「直近2回分の利子（税引前）相当額×0.8（復興特別所得税分の税率は考慮しない）」として計算すること。

※利子の計算期間については、便宜的に、6/12ヵ月として計算すること。



従って、中途換金した場合の換金額は、（ウ）円である。

<語群>

83	100	104	
200	250	350	
499,854	499,883	499,904	500,004

問2

宏明さんの勤務先では、確定拠出年金（企業型）が導入されている。確定拠出年金制度に関するFPの駒田さんの次の説明の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、宏明さんの勤務先には、確定給付型の企業年金制度はなく、企業型年金に係る規約において個人型年金へ同時加入できることを定めていない。

- ・「確定拠出年金（企業型）を実施しようとする企業は、労使合意に基づいて企業型年金に係る規約を作成し、その規約について（ア）の承認を受ける必要があります。」
- ・「確定拠出年金（企業型）では、企業が拠出する掛金の限度額が決められており、宏明さんの勤務先の場合、月額（イ）となっています。なお、企業によっては、一定の範囲内で従業員拠出（マッチング拠出）が認められており、従業員が拠出した掛金は（ウ）として所得控除の対象となります。」

<語群>

- | | | |
|-----------------|------------|------------|
| 1. 内閣総理大臣 | 2. 都道府県知事 | 3. 厚生労働大臣 |
| 4. 27,500円 | 5. 55,000円 | 6. 68,000円 |
| 7. 小規模企業共済等掛金控除 | 8. 社会保険料控除 | 9. 生命保険料控除 |

問3

宏明さんは父から、悠太さんに現金を贈与するから、未成年者少額投資非課税制度（以下「ジュニアNISA」という）を利用しないかと提案を受けた。しかし、少額投資非課税制度（以下「NISA」という）とジュニアNISAの違いがよく分からず、FPの駒田さんに相談をした。駒田さんが作成した下記＜資料＞の空欄（ア）～（エ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

＜資料＞NISAとジュニアNISAの比較

	NISA	ジュニアNISA
口座開設者の年齢	その年の1月1日現在において20歳以上	その年の1月1日現在において19歳以下（その年に生まれた者を含む）
運用管理者	本人	原則として親権者等
年間投資上限金額	120万円	（ア）
非課税対象	株式、投資信託等への投資から得られる配当金、分配金や譲渡益	株式、投資信託等への投資から得られる配当金、分配金や譲渡益
非課税期間	最長5年間 （ロールオーバーは可能）	非課税管理勘定：最長5年間（ロールオーバーは可能） 継続管理勘定（ロールオーバー専用勘定）：口座開設者が1月1日において（イ）である年の前年の12月31日まで
投資可能期間	2023年末まで	2023年末まで
金融商品の売却	いつでもできる	いつでもできる
譲渡益・配当金等の非課税での引出し	いつでもできる	原則として、口座開設者が3月31日において（ウ）である年の1月1日以降できる
口座開設金融機関の変更	1年単位でできる （ロールオーバーは不可）	（エ）

＜語群＞

- | | | |
|------------|-------------------------|----------|
| 1. 80万円 | 2. 100万円 | 3. 120万円 |
| 4. 18歳 | 5. 19歳 | 6. 20歳 |
| 7. いつでもできる | 8. 1年単位でできる（ロールオーバーは不可） | |
| 9. できない | | |

問4

宏明さんは、マンションの購入に当たって、今回初めて自分の両親からその購入資金の贈与を受ける予定である。この場合、贈与税の特例の適用が受けられることがあると聞いたため、FPで税理士でもある駒田さんに相談をした。「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」に関する次の記述の空欄（ア）～（エ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、宏明さんは、相続時精算課税制度の選択はしないものとする。

- ・ 2021年12月31日までの間に、父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用家屋の取得等の対価に充てるための金銭を取得した場合に適用となる。
- ・ 受贈者は、贈与を受けた年の1月1日において（ア）以上であることおよび贈与を受けた年の所得税に係る合計所得金額が（イ）以下であることが条件である。
- ・ 取得する住宅が一定の条件を満たすときは、下表に掲げる金額を限度として贈与税が非課税になる。贈与金額が非課税限度額を超える場合、贈与税額の計算においては、贈与金額から非課税限度額を控除した残額から贈与税の基礎控除額（最高110万円）を（ウ）。

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	2016年1月 ～ 2019年9月	2019年10月 ～ 2020年3月	2020年4月 ～ 2021年3月	2021年4月 ～ 2021年12月
省エネ等住宅（注）	1,200万円	3,000万円	1,500万円	1,200万円
上記以外の住宅	（エ）	2,500万円	1,000万円	（エ）

（注）エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用家屋または地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用家屋等として政令で定めるもの。

※2019年10月以降については、住宅用家屋の取得に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の金額である。

<語群>

- | | | |
|---------------|----------------|-------------|
| 1. 20歳 | 2. 25歳 | 3. 30歳 |
| 4. 1,200万円 | 5. 2,000万円 | 6. 3,000万円 |
| 7. 控除することができる | 8. 控除することはできない | |
| 9. 500万円 | 10. 700万円 | 11. 1,000万円 |

問5

宏明さんは、中古マンションの購入後に地震保険を契約することを考えており、FPの駒田さんに相談をした。地震保険に関する次の（ア）～（エ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）地震保険の基本料率は、保険の対象となる建物または家財を収容する建物の構造と所在地によって決定される。
- （イ）地震保険料には、免震建築物割引や耐震等級割引などの割引制度があり、最大で30%の割引が受けられる。
- （ウ）地震保険の保険金が支払われる場合、損害の程度が「大半損」とされたとき、支払われる保険金の額は、地震保険金額の60%（時価の60%が限度）である。
- （エ）地震保険料控除の年間の控除限度額は、所得税では40,000円、住民税では28,000円である。

問6

詩織さんは、勤務先の許可を得て専門誌の原稿を執筆し、その原稿料を出版社から受け取った。詩織さんの2018年における収入等の金額が下記のとおりである場合、2018年分の所得税について確定申告を行ったときに還付される金額として、正しいものはどれか。なお、詩織さんの2018年分の所得控除額は92万円とし、復興特別所得税については考慮しないものとする。

支払者	金額	源泉徴収税額	備考
勤務先	給与収入 3,500,000円	67,500円	—
出版社	収入金額 250,000円 必要経費 30,000円	25,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業と称するに至らない規模である。 ・ 必要経費として適正額である。

※源泉徴収税額は、復興特別所得税を含まない金額である。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円 以下	65万円
162.5万円 超 180万円 以下	収入金額×40%
180万円 超 360万円 以下	収入金額×30%+ 18万円
360万円 超 660万円 以下	収入金額×20%+ 54万円
660万円 超 1,000万円 以下	収入金額×10%+ 120万円
1,000万円 超	220万円

<所得税の速算表>

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

1. 14,000円
2. 25,000円
3. 33,000円
4. 66,000円

問7

詩織さんの母である横川清子さんは、所有している土地（貸駐車場として活用していた）を売却することになり、不動産業者（媒介業者である株式会社HH）から下記＜資料1＞の不動産売買契約書（案）を受け取った。清子さんは、契約内容等について確認したいと思い、詩織さんとともに、FPの駒田さんに相談をした。この不動産売買契約書（案）に関する駒田さんの次の（ア）～（エ）の説明について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、清子さんと買主は、ともに宅地建物取引業者ではない。また、本問において「消費税」とは、国税である消費税および地方消費税のことをいう。

＜資料1＞

不動産売買契約書（抜粋）

売主 横川清子（以下「甲」という）と買主 村瀬元男（以下「乙」という）は、下記表示の不動産（以下「本物件」という）に関する売買契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条 甲は、本物件を乙に売り渡し、乙はこれを買受けた。

本物件の表示

土地	所在	〇〇県△△市××一丁目
	地番	1番1
	地目	宅地
	地積	150.69m ² （登記簿面積）

第2条 売買代金は、金20,000千円也とする。

第3条 乙は手付金として、金1,000千円也を甲に支払う。

2 手付金は、残金支払いのときに、無利息で売買代金の一部に充当する。

第4条 引渡し日は、2019年4月1日と定め、当日、所有権移転登記手続きと同時に、乙は手付金を控除した残金を甲に支払い、甲は乙に本物件の引渡しをする。

第5条—省略—

第6条 甲は、乙に受領済みの手付金の倍額を支払い、また、乙は、手付金を放棄して、それぞれ本契約を解除することができる。但し、相手方がこの契約の履行に着手したとき以降はこの解除はできないものとする。

第7条 甲または乙が本契約に定める債務を履行しないときは、他の一方は、相当の期間を定めて催告したうえ、本契約を解除することができる。

2 前項により本契約が解除された場合、契約解除に伴う違約金は、売買代金の30%に相当する金額とする。

3 違約金の支払いは、次のとおり遅滞なく行う。

① 甲の債務不履行により乙が解除したときは、甲は、受領済みの金員に違約金を付加して乙に支払う。

② 乙の債務不履行により甲が解除したときは、甲は、受領済みの金員から違約金の額を控除した残額を無利息で乙に返還する。この場合において、乙は、違約金の額が支払い済みの金員の額を上回るときは、甲にその差額を支払うものとする。

第8条～第23条—省略—

第24条 特約条項については以下のとおりとする。

本物件は、甲の費用負担で駐車場のコンクリートの撤去、塀の解体撤去を引渡しまでに行うものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲・乙両者記名捺印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

<甲>

<乙>

この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねている。

<媒介業者>

(免許証番号) ○○県知事(4)第○○○○○号
(所在地) ○○市○○区○○町○○丁目○○番
(商号) 株式会社HH
(代表者) 代表取締役 ○○ ○○
(電話) ×××-×××-××××
(FAX) ×××-×××-××××

<宅地建物取引士>

(登録番号) (○○)第○○○○○○○○号
(氏名) ○○ ○○

※媒介業者である株式会社HHは消費税の課税事業者である。

<資料2>印紙税額早見表(抜粋)

記載された契約金額等	不動産の譲渡に関する契約書	
	本則	軽減税率が適用される場合 (2014年4月1日 ～2020年3月31日までの間)
500万円超 1,000万円以下	10,000円	5,000円
1,000万円超 5,000万円以下	20,000円	10,000円

- (ア)「2019年2月15日に不動産売買契約を締結する場合、この契約書に貼る収入印紙の額は10,000円となります。」
- (イ)「不動産売買契約締結後、買主が契約の履行に着手するまでは、売主である清子さんは手付金100万円を返金して契約の解除をすることができます。」
- (ウ)「この不動産売買契約は宅地建物取引業者による媒介によるものであるため、清子さんは、売買が成立した際には712,800円(消費税込み)を上限とした媒介手数料を支払う必要があります。」
- (エ)「この不動産売買契約に基づき清子さんの負担で行う駐車場のコンクリートの撤去および塀の解体撤去にかかる費用は、譲渡所得の金額の計算に当たり、譲渡費用とすることはできません。」

問 8

宏明さんは、2019年1月中に資格の取得のために通信講座を受講しようと考えている。雇用保険の教育訓練給付に関する下記<資料>の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

[一般教育訓練の教育訓練給付金制度とは]

一般教育訓練の教育訓練給付金制度とは、働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

受講開始日現在で、雇用保険の被保険者（一般被保険者および高年齢被保険者）であった期間（支給要件期間）が（ア）（初めて支給を受けようとする者については、当分の間、1年以上）あることなど、一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）または被保険者であった者（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）が支給されます。

[一般教育訓練給付金の支給額]

教育訓練経費の20%に相当する額となります。ただし、その額が（イ）を超える場合は（イ）とし、4千円を超えない場合は支給されません。

[一般教育訓練給付金の支給申請手続き]

支給申請手続きは、教育訓練を受講した本人が、受講修了後、原則として本人の住所を管轄するハローワークに対して、必要書類を提出することによって行います。申請書の提出は、疾病または負傷、1ヵ月を超える長期の海外出張等その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人または郵送によって行うことができません。

支給申請の時期については、教育訓練の受講修了日の翌日から起算して（ウ）以内に手続きを行ってください。

（出所）ハローワークインターネットサービスのHPを基に作成

1. （ア）3年以上 （イ）20万円 （ウ）2ヵ月
2. （ア）5年以上 （イ）20万円 （ウ）1ヵ月
3. （ア）5年以上 （イ）10万円 （ウ）2ヵ月
4. （ア）3年以上 （イ）10万円 （ウ）1ヵ月

問9

詩織さんは、自分に万一のことがあった場合を心配している。詩織さんが死亡した場合に支給される公的年金の遺族給付に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、詩織さんは厚生年金加入中に死亡するものとし、死亡前の公的年金加入歴および遺族年金の額は下記＜資料＞のとおりであるものとする。また、詩織さん死亡後、宏明さんと悠太くんは生計を同じくするものとし、遺族給付に関する記載以外の支給要件はすべて満たされているものとする。

＜資料＞

[詩織さんの死亡前の公的年金加入歴]

20歳 2003年4月	現在の会社に入社 2006年4月	死亡 2019年1月
▼	▼	▼
国民年金第1号被保険者 学生納付特例36月	厚生年金被保険者期間 153月	

[詩織さんの死亡による遺族年金の額]

＜遺族厚生年金＞

- ・ 年金額：250,000円

＜遺族基礎年金＞

- ・ 年金額：779,300円
- ・ 子の加算額：第1子および第2子 1人当たり224,300円
第3子以降 1人当たり 74,800円

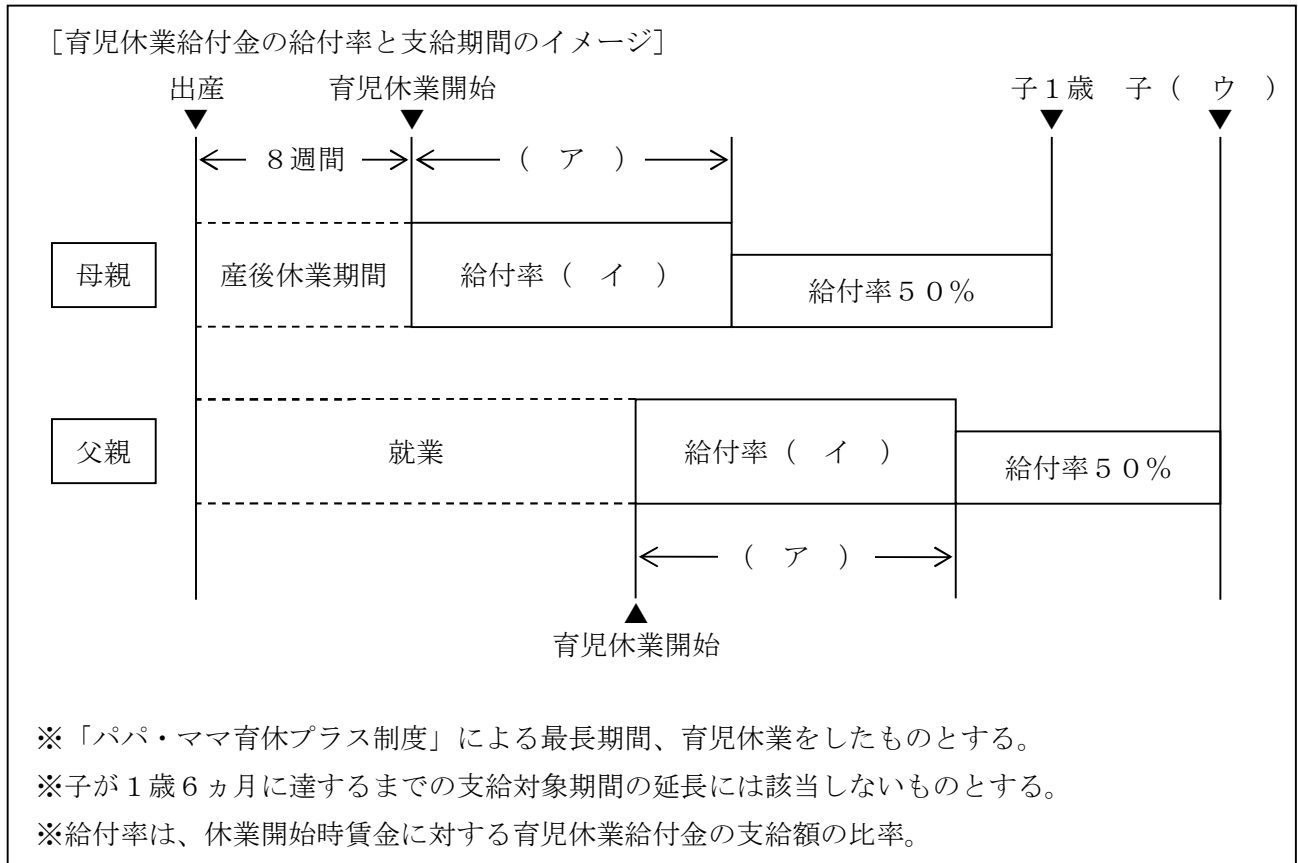
- ・ 詩織さんが死亡した場合、遺族基礎年金を受給できる遺族とされるのは宏明さんと悠太くんであり、遺族厚生年金を受給できる遺族とされるのは（ア）である。
- ・ 支給される遺族年金の額は、宏明さんは（イ）、悠太くんは（ウ）である。

1. (ア) 宏明さんと悠太くん (イ) 1,003,600円 (ウ) 1,029,300円
2. (ア) 宏明さんと悠太くん (イ) 1,253,600円 (ウ) 250,000円
3. (ア) 悠太くん (イ) 1,253,600円 (ウ) 1,029,300円
4. (ア) 悠太くん (イ) 1,003,600円 (ウ) 250,000円

問10

詩織さんは、次に妊娠した際、産前産後休業に引き続き育児休業を取得することを希望しており、宏明さんも育児休業を取得することを検討している。2人はその場合、雇用保険の育児休業給付金を受給するつもりであり、今のうちに制度をより理解したいと思い、FPの駒田さんに行くつか質問をした。駒田さんが説明のために提示した、下記<資料>の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

<資料>



(出所) 厚生労働省のパンフレットに基づき作成

- <語群>
- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 150日 | 2. 180日 | 3. 210日 |
| 4. 67% | 5. 75% | 6. 80% |
| 7. 1歳2ヵ月 | 8. 1歳3ヵ月 | 9. 1歳4ヵ月 |

【第2問】下記の設例に基づき、次の各問（問11）～（問20）について解答しなさい。

<設例>

永井公介さんは、これからの生活設計を具体的に考えたいと思っており、FPで税理士でもある関根さんに相談をすることにした。なお、下記のデータはいずれも2019年1月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
永井 公介	本人	1964年 6月15日	54歳	会社員
由香	妻	1966年 5月21日	52歳	パートタイマー・同居
信太	長男	1994年 8月11日	24歳	会社員・同居
美樹	長女	1998年10月 9日	20歳	大学生・同居
静江	母	1940年 4月17日	78歳	無職・別居

[永井家の状況]

- ・ 公介さんは、大学卒業後、現在勤務している会社に入社し、今日に至る。
- ・ 由香さんは、短大卒業後、数年間会社員として勤務し、その後公介さんと結婚して、結婚を機に退職した。現在はパートタイマーとして収入を得ている。
- ・ 静江さんは、夫の忠晴さんが2007年に死亡した後、相続した自宅（土地および建物は静江さん名義）で、ひとり暮らしをしている。

[永井家（公介さんと由香さん）の年収（2018年分）]

- ・ 公介さん：給与収入 750万円（税込み）
- ・ 由香さん：パート収入 90万円（税込み）

[住宅および住宅ローンの状況]

- ・ 住宅：公介さんの持ち家（一戸建て）、時価2,500万円（土地および建物）
- ・ 住宅ローン：残債1,311万円（債務者は公介さん、団体信用生命保険付き）

[生命保険の加入状況]

保険種類	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人
定期保険特約付終身保険	公介さん	公介さん	由香さん

[保有金融資産（生命保険等を除く）] 残高合計 1,000 万円（時価）

名義	商品種類	残高
公介さん	普通預金	130 万円
	定期預金	570 万円
	公募追加型株式投資信託	200 万円
由香さん	普通預金	30 万円
	定期預金	70 万円

[退職金制度]

- ・ 公介さんの勤務している会社には、退職一時金制度がある。

問 1 1

公介さんは、現在加入している生命保険（＜資料＞参照）の保障内容を確認することにした。次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続しており、公介さんは、これまでに＜資料＞の生命保険から保険金・給付金を一度も受け取っていないものとし、免責事項に該当する事由はないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

- ・ 公介さんが2019年2月に脳梗塞で6日間入院し、その間に約款に定められた所定の手術（給付倍率40倍）を受けたが死亡した場合、支払われる保険金・給付金の合計は（ア）万円である。
- ・ 由香さんが2019年2月に交通事故により14日間入院し、その間に約款に定められた所定の手術（給付倍率20倍）を受けた場合、支払われる給付金の合計は（イ）万円である。
- ・ 公介さんが2019年2月にガンで余命6ヵ月以内と判断された場合、リビング・ニーズ特約を利用して請求できる最大金額は（ウ）万円である。

＜語群＞

6	9	15	17	
3,000	3,300	3,321	3,323	3,500
3,821	3,823			

<資料>

保険種類 定期保険特約付終身保険（無配当）

保険証券記号番号 ○○○-△△△△

保険契約者	ナガイ コウスケ 永井 公介 様	ご印鑑
被保険者	ナガイ コウスケ 永井 公介 様 契約年齢 32歳 男性 1964年6月15日生	
死亡保険金受取人	ナガイ ユカ 永井 由香 様	受取割合 10割

契約日：1996年7月1日
 主契約の保険期間：終身
 主契約の保険料払込期間：60歳払込満了
 保険料払込方法：年12回
 保険料払込期月：毎月
 保険料払込方式：平準保険料方式
 保険料：××, ×××円

■ご契約内容

主契約の内容	保険期間	保険金額
終身保険	終身	保険金額 300万円
特約の内容	保険期間	保険金額・給付金額
定期保険特約	60歳	保険金額 3,000万円
災害割増特約	60歳	保険金額 500万円 *不慮の事故や所定の感染症で死亡したとき、災害死亡保険金を支払います。 *不慮の事故や所定の感染症で所定の高度障害状態のとき、災害高度障害保険金を支払います。
傷害特約（本人・妻型）	60歳	保険金額・給付金額 500万円 *不慮の事故や所定の感染症で死亡したとき、災害死亡保険金を支払います。 *不慮の事故で所定の障害状態のとき、障害給付金（保険金額の100%～10%）を支払います。 *妻の場合は、本人の災害死亡保険金・障害給付金の6割の金額になります。
災害入院特約（本人・妻型）	60歳	日額 5,000円 *不慮の事故で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目から入院給付金を支払います。 *同一事由の1回の入院給付金支払い限度は120日、通算して700日となります。 *妻の場合は、本人の6割の日額になります。
手術給付金付疾病入院特約（本人・妻型）	60歳	日額 5,000円 *病気で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目から入院給付金を支払います。 *病気や不慮の事故で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金（入院給付金日額の10倍・20倍・40倍）を支払います。 *同一事由の1回の入院給付金支払い限度は120日、通算して700日となります。 *妻の場合は、本人の6割の日額になります。
リビング・ニーズ特約	—	余命6ヵ月以内と判断されたとき、死亡保険金額の範囲内で、かつ同一被保険者を通算して3,000万円を限度に保険金を請求できます。なお、災害割増特約および傷害特約は、この特約による保険金の支払い対象となりません。

問 1 2

公介さんは、住宅ローンの繰上げ返済を検討しており、FPの関根さんに相談をした。公介さんが下記<条件>で返済額軽減型の繰上げ返済を行った後の毎月の返済額（元利合計）を計算し、解答欄に記入しなさい。なお、計算に当たっては、下記の係数表の数値を乗算で使用し、円未満を切り上げること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<条件>

借入金利	全期間固定金利 年3.50%
残存期間	12年間
返済方法	元利均等返済・毎月返済のみ（ボーナス返済なし）
繰上げ返済直前の借入残高	13,110,000円
繰上げ返済額	5,000,000円

[終価係数（1ヵ月用）]

期間	3.50%
12年	1.5210314

[減債基金係数（1ヵ月用）]

期間	3.50%
12年	0.0055979

[現価係数（1ヵ月用）]

期間	3.50%
12年	0.6574486

[年金現価係数（1ヵ月用）]

期間	3.50%
12年	117.4461933

[年金終価係数（1ヵ月用）]

期間	3.50%
12年	178.6393533

[資本回収係数（1ヵ月用）]

期間	3.50%
12年	0.0085145

※係数表の数値は正しいものとする。

問 1 3

公介さんは、主として外国債券で運用する毎月分配型の国内公募追加型株式投資信託を保有しており、この度入手した最新の月報の内容について、FPの関根さんに相談をした。下表は、その投資信託の基準価額の変動要因を示したものである。下表の空欄（ア）にあてはまる数値を計算し、解答欄に記入しなさい。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

<第71期決算期間の要因分析>

前期末基準価額（1万口当たり）	10,810円
当期の基準価額の変動要因（1万口当たり）	
外国債券の利子収入による要因	36円
外国債券の価格変動等に伴う要因	▲11円
外国為替の変動等に伴う要因	89円
その他	▲6円
当期の運用管理費用（信託報酬）等（1万口当たり）	▲8円
当期の収益分配金（1万口当たり）	（ア）円
当期末基準価額（1万口当たり）	10,875円

問 1 4

将来のため資産運用の検討をしたいと思った公介さんは、相談する専門家を探していたところ、金融商品取引業者に「投資助言・代理業」という分類があることを知った。金融商品取引法における「投資助言・代理業」の定義を説明し、FPがファイナンシャル・プランニング業務のうち金融資産の運用設計を行うに当たって、金融商品取引業者としての登録を受けていないFPはどのような点に留意すべきか、あわせて300字程度で述べなさい。

問 15

公介さんは、友人の母が認知症のため法定後見制度を利用することになったと聞き、静江さんも高齢であることから不安になり、FPの関根さんに相談をした。下表を参考に、法定後見制度に関する次の(ア)～(エ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

類型		後見	保佐	補助
要件	対象者	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者	精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者	精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者
開始の 手続き	申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長 など		
	手続き開始についての本人の同意	不要	不要	必要
同意権・ 取消権	付与の対象	日常生活に関する行為以外の行為	民法第13条第1項所定の行為および申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為(民法第13条第1項所定の行為の一部)
	付与のための 手続き	後見開始の審判	保佐開始の審判	補助開始の審判 同意権付与の審判
	付与についての 本人の同意	(**)	(**)	(**)
代理権	付与の対象	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為
	付与のための 手続き	後見開始の審判	保佐開始の審判 代理権付与の審判	補助開始の審判 代理権付与の審判
	付与についての 本人の同意	不要	必要	必要

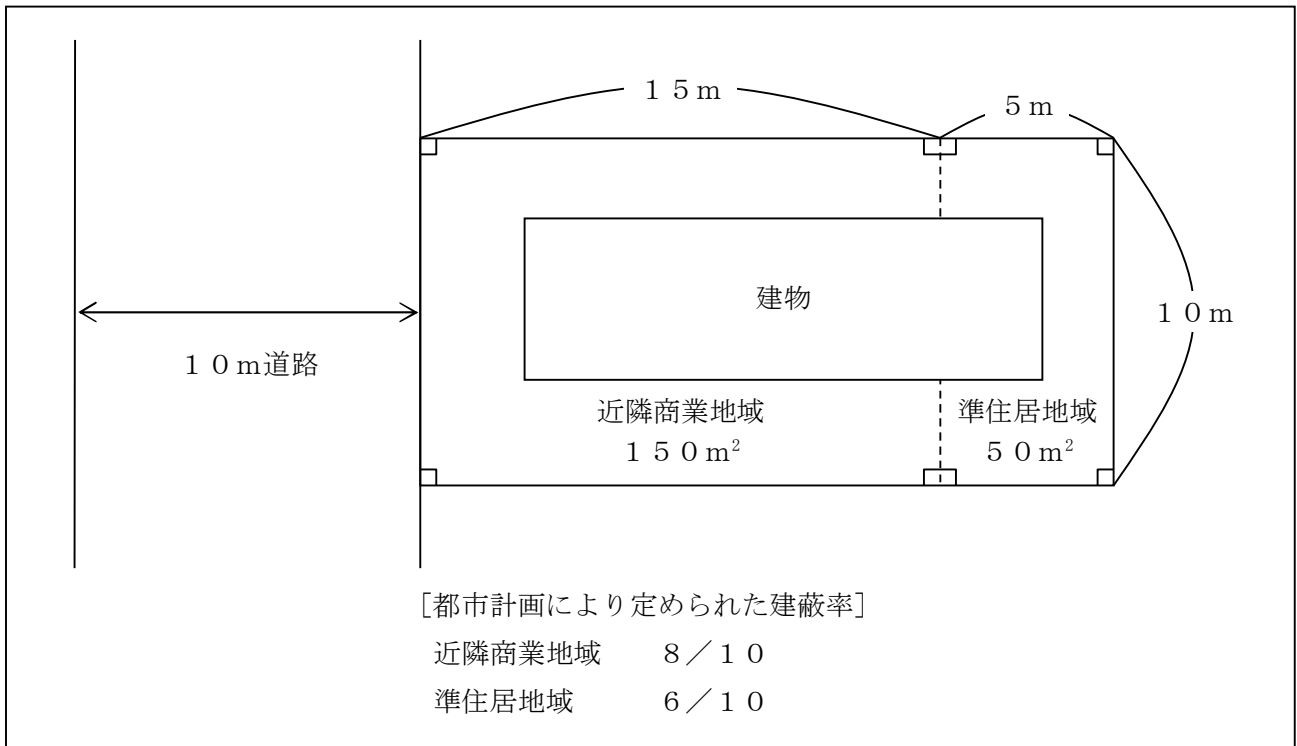
※問題作成の都合上、表の一部は空欄(**)にしてある。

- (ア) 法定後見開始の手続きについて、任意後見人および任意後見受任者も申立権者とされている。
- (イ) 同意権・取消権について、取消権者は、保佐においては被保佐人と保佐人、補助においては被補助人と補助人であるが、後見においては成年後見人のみとされている。
- (ウ) 保佐について、保佐人に同意権・取消権を付与するに当たり、被保佐人の同意は不要とされている。
- (エ) 補助について、補助人に代理権を付与せず、同意権・取消権のみを付与する形態は認められていない。

問 16

由香さんの両親の自宅（持ち家）の土地は、近隣商業地域と準住居地域にわたる土地である。現在、由香さんの両親は自宅の建替えを検討している。建築基準法に従い、この土地（下記＜資料＞参照）に建築できる建物の建築面積の最高限度を計算し、解答欄に記入しなさい。なお、記載のない条件については一切考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

＜資料＞



問 17

公介さんと生計を一にする親族の2018年中における収入状況等は下記のとおりである。この場合における公介さんの2018年分の所得税における所得控除のうち、扶養控除等の人的控除（基礎控除を含む）の合計額として、正しいものはどれか。なお、公介さんの2018年分の合計所得金額は900万円以下であり、人的控除の適用を受けられる場合は、公介さんがその適用をすべて受けるものとする。

氏名	続柄	収入状況等
永井 由香	妻	パート収入 90万円
信太	長男	給与収入 300万円
美樹	長女	アルバイト収入 55万円
静江	母	公的年金収入 40万円 ※生活費の不足額について、公介さんより毎月仕送りを受けている。

※障害者および特別障害者に該当する者はいない。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円 以下	65万円
162.5万円 超 180万円 以下	収入金額×40%
180万円 超 360万円 以下	収入金額×30%+ 18万円
360万円 超 660万円 以下	収入金額×20%+ 54万円
660万円 超 1,000万円 以下	収入金額×10%+ 120万円
1,000万円 超	220万円

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳以上の者	330万円 未満	120万円
	330万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+ 155.5万円

<扶養控除額>

区分	控除額	
一般の控除対象扶養親族	38万円	
特定扶養親族	63万円	
老人扶養親族	同居老親等以外	48万円
	同居老親等	58万円

<配偶者控除額（所得税）の早見表>

納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般の控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

<配偶者特別控除額（所得税）の早見表>

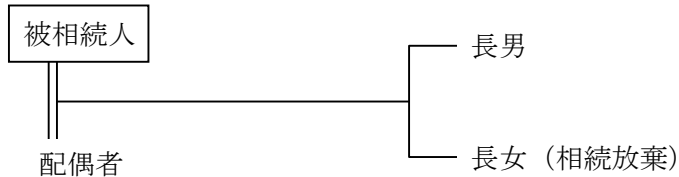
納税者の 合計所得金額 配偶者の 合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
		38万円超 85万円以下	38万円	26万円
85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	

1. 124万円
2. 162万円
3. 187万円
4. 197万円

問 18

由香さんの叔父（以下「被相続人」という）は、2018年11月25日に死亡した。被相続人の相続人等関係図、債務および葬儀等に要した費用に関連する事項は下記のとおりである。被相続人の相続に係る各相続人等の相続税の課税価格の計算上、債務控除をすることができる金額の合計額として、正しいものはどれか。なお、被相続人の配偶者、長男および長女はいずれも負担した債務および葬儀等に要した費用の金額を超える価額の財産を相続または遺贈により取得している。

<相続人等関係図>



※長女は、被相続人の相続について、相続の放棄をしているが、特定遺贈により財産を取得している。

<債務および葬儀等に要した費用に関連する事項>

内容	金額	負担者	備考
未払い金	250万円	長男	被相続人が生前購入した墓地の未払い代金である。
銀行借入金	800万円	配偶者	自宅のリフォームのための借入金である。
銀行借入金	150万円	長女	被相続人の自動車購入のための借入金である。
通夜・葬儀費用	300万円	長男	通常費用である。
香典返戻費用	100万円	配偶者	—

※自宅は被相続人の名義であり、借入金の債務者は被相続人である。

1. 550万円
2. 700万円
3. 1,100万円
4. 1,200万円

問 19

公介さんの長女的美樹さんは、2018年10月に20歳になり、国民年金第1号被保険者となった。美樹さんは、国民年金保険料の学生納付特例制度について、FPの関根さんに質問をした。関根さんが説明に使用した下記<資料>の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる○または×の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">学生納付特例制度を利用した場合、受け取る年金はどうなりますか？</div>			
「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います。			
	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金※
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	（ア）	（イ）	（ウ）
未納	×	×	×
※障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。			

（出所）日本年金機構のパンフレットを基に作成

1. （ア）○ （イ）○ （ウ）○
2. （ア）○ （イ）× （ウ）○
3. （ア）× （イ）× （ウ）○
4. （ア）○ （イ）× （ウ）×

問20

公介さんは、65歳になった時点で勤めをやめ、老齢年金を受給することを考えている。公介さんに65歳から支給される老齢厚生年金の額として、正しいものはどれか。なお、公介さんの65歳前の厚生年金保険加入歴および年金額の算式は、下記<資料>に基づくものとする。

<資料>

[公介さんの厚生年金保険加入歴]

- 2003年3月までの被保険者期間
 - ・月数：192月
 - ・平均標準報酬月額：350,000円
- 2003年4月以後の被保険者期間
 - ・月数：314月
 - ・平均標準報酬額：460,000円

[65歳から支給される老齢厚生年金の額]

(1) 報酬比例部分： $\{(A) + (B)\} \times 0.997$

(A) 2003年3月までの被保険者期間に基づく額

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.500}{1000} \times 2003\text{年3月以前の被保険者期間の月数}$$

(B) 2003年4月以後の被保険者期間に基づく額

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.769}{1000} \times 2003\text{年4月以後の被保険者期間の月数}$$

(2) 配偶者加給年金額

389,800円

※経過的加算については考慮しないものとする。

※公介さんは、65歳到達時点において由香さんの生計を維持しているものとする。

※由香さんの厚生年金保険加入期間は20年未満であるものとする。

※年金額の計算に当たっては、計算過程および解答ともに円未満を四捨五入するものとする。

1. 502,488円
2. 830,774円
3. 1,333,262円
4. 1,723,062円